

別表

| 推進機関名 | 推進事項 | 推進内容 |
|----------|--------------------------|--|
| 県 | 広報・啓発及び市町等への通知・協力要請 | <ol style="list-style-type: none"> 1 新聞、テレビ、ラジオその他広報媒体を活用し、交通死亡事故多発警報発令(以下「多発警報発令」という。)の周知と交通事故防止を呼び掛ける。 2 市町、県交通安全対策委員会構成機関・団体に対し、多発警報発令の迅速な通知と協力要請を行う。 |
| | 広報・啓発及び関係機関・団体等への通知・協力要請 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ケーブルテレビ、広報車、有線・無線放送等により、多発警報発令の周知と交通事故防止を呼び掛ける。 2 県民運動地域推進協議会構成機関・団体に対し、多発警報発令の迅速な通知と協力要請を行う。 |
| 市・町 | 街頭活動 | 交通指導員等の出動を要請し、通学路等において歩行者、自転車利用者に対する保護誘導及び交通指導を行う。 |
| | 広報・啓発 | 警察の有する広報媒体を活用し、多発警報発令の周知と交通事故防止を呼び掛ける。 |
| 警察 | 街頭活動 | <ol style="list-style-type: none"> 1 ドライバー等に注意を喚起するため、国道などの幹線道路や主要交差点等における交通監視活動及び赤色灯点灯による警戒走行(レッド走行)等の街頭活動を強化する。 2 死亡、重大事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に対する取締りを強化する。 |
| | 交通安全活動 | <ol style="list-style-type: none"> 1 教職員を学校周辺の通学路等に配置して児童・生徒に対する指導を行う。 2 朝礼、ホームルーム等を活用して、多発警報発令の周知を図り正しい歩行、自転車の乗り方等について指導する。 3 特に高校等においては、運転免許取得者に対し、無謀運転をしないよう指導を強化する。 |
| 道路管理者 | 広報・啓発 | 道路管理者が有する広報媒体を活用し、多発警報発令の周知と交通事故防止を呼び掛ける。 |
| | 街頭活動 | 道路構造、カーブミラー、ガードレール、道路標識等の安全施設について点検整備を実施する。 |
| 交通安全協会 | 広報・啓発 | <ol style="list-style-type: none"> 1 広報車、立看板、のぼり等により多発警報発令の周知と交通事故防止を呼び掛ける。 2 交通安全協力団体等(交通安全協会・交通安全ボランティア)の出動を要請し、多発警報発令の周知と交通事故防止を呼びかける |
| | 街頭活動 | 役員等の出動を要請し、交通要点において歩行者、自転車利用者に対する交通指導を実施する。 |
| その他機関・団体 | 広報・啓発 | <ol style="list-style-type: none"> 1 懸垂幕、立看板、のぼり等を掲出して多発警報発令の周知と交通事故防止を呼び掛ける。 2 構成団体や関係事業所等に対して多発警報発令の周知と交通事故防止を呼び掛ける。 3 各事業所においては、交通事故防止検討会等を開催し職員等の交通安全意識の高揚を図る。 |